

稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業補助要領

〔 令和 3 年 8 月 1 日 〕  
〔 部 長 決 裁 〕

（趣旨等）

第 1 条 この要領は、稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業補助要綱（令和 3 年 8 月 1 日市長決裁。以下「要綱」という。）に規定する補助金を交付することについて必要な実施細目を定めるものとする。

（補助金交付額等）

第 2 条 補助金の交付額は、事業所を設置するための建物の借りに要する費用（以下「建物借上費」という。）とし、その建物借上費 に 2 分の 1 を乗じて得た額と 5 万円とを比較していずれか少ない方の額（その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に、次項に定める当該年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の補助金対象月数を乗じた額とする。

2 補助金の対象月数は、全利用者数のうち、稲城市の支給決定又は通所給付決定を受けた重症心身障害児（者）または医療的ケア児（者）が、7 割を超える月の数とする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 当該年度に補助を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業交付申請書（第 1 号様式）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する添付書類以外に必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業の交付申請額の合計が当該年度の予算において定められた額の上限に達し、又はそのおそれがあると認めるときは、前項の交付申請の受付を終了するものとする。

第 4 条 市長は、前条の補助金交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、申請者に稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業交付（不交付）決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 5 条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業交付請求書（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金の前渡)

第6条 市長は、事業の円滑な運営を図るため、補助金の前渡を行うことができる。

2 前項の規定による補助金の前渡は概算払いとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは速やかに、稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び清算)

第8条 市長は前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めた場合は交付すべき補助金の額を確定するとともに、稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業交付額確定通知書（第5号様式）により、その旨を補助事業者に通知する。

(返還)

第9条 補助事業者は、市長が前条の規定に基づき確定した補助金の額を超える補助金が交付されているときは、速やかに確定した額を超える部分の補助金を返還しなければならない。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、収支の事実を記載した帳簿を整え、補助金の使途を明らかにしておくものとする。

2 収支についての内容を証する書類及び帳簿は、補助事業完了の日の属する年度の3月31日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

3 補助事業者は、前項に規定する証拠書類及び帳簿を常に整理し、随時提出できるようにしておき、市長が報告を求めた場合には、これに応ずるものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件及びその他の法令に違反したとき。

付 則

1 この要領は、令和3年8月1日から施行する。

稲城市長 高橋 勝 浩 殿

団 体 名  
代表者氏名

⑩

## 補 助 金 交 付 申 請 書

年度稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業について補助金を交付くださるよう、要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請者	住 所	
	団 体 名 及 び 代 表 者 氏 名	
補助事業の	目 的	障害者通所事業又は児童福祉法に基づく障害児通所事業団体に対し、障害児（者）の自立と社会参加の促進向上を図る。
	事 業 効 果	本目的に沿った事業効果が得られる。
交付を受けようとする補助金の額及び算出の基礎		(1) 補助金の額 円 (2) 算 出 基 礎（どちらか低い方） ・月の建物借上費×1/2×12か月 ・50,000円×12か月
補 助 事 業 の 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日

添付資料

- ①賃貸借契約書等、家賃のわかるもの
- ②都道府県からの指定通知書等、サービス事業所指定がわかるもの

稲 福 障 第 号  
年 月 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

## 補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）  
通所事業所整備促進事業に係る補助金について、下記のとおり交付（不交付）することに決  
定したので通知します。

### 記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付の条件
- 3 不交付の場合の理由

稲城市長 高橋 勝浩 殿

団 体 名  
住 所  
代表者氏名

⑩

## 補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け、稲福障第 号で交付決定の通知を受けた事業について、稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業補助要領第5条の規定により、下記のとおり請求します。

### 記

- 1 事業名 稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業
- 2 交付決定額 円
- 3 請求額 円
- 4 請求区分（該当する方に○をつけてください）
  - ・ 交付確定額
  - ・ 交付決定額（概算払い）
- 5 前渡の場合の理由
- 6 支払先 （以下に必要事項を記入してください。）

下記預金口座にお振り込みください。

金融機関	銀行 信金	口座番号							普通
	支店	フリガナ 口座名義							

年 月 日

稲城市長 高橋 勝浩 殿

団体名  
代表者氏名

印

## 実 績 報 告 書

年 月 日付稲福障第 号により交付決定を受けた事業が完了したので、稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所整備促進事業補助要領第7条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

### 記

補助金

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 実績額   | 円 |
| (3) 返還額   | 円 |

稲 福 障 第 号  
年 月 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

## 補助金確定通知兼補助金清算通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、 年度稲城市重症心身障害・医療的ケア児（者）  
通所事業所整備促進事業に係る補助金について、下記のとおり交付額を決定する。

記

補助金交付決定額 円

内訳

交付決定額	既交付済額	確 定 額	超過交付額
円	円	円	円